

東京都緩和ケア病棟整備事業実施要綱

	平成5年8月18日5衛医対第478号
改正	平成7年11月10日7衛医対第815号
改正	平成12年3月31日11衛医計第1639号
改正	平成14年5月21日14健サ医第20号
改正	平成16年7月8日16健サ医第423号
改正	平成21年2月12日20福保医政第1300号
改正	平成22年6月23日22福保医政第566号
改正	令和5年7月19日5保医医政79号

第1 目的

この要綱は、東京都内の病院における緩和ケア病棟を整備し、これにより主として悪性腫瘍の患者等及びその家族に対する緩和ケアの提供の充実を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において「緩和ケア病棟」とは、基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）第9の13の規定を満たす、悪性腫瘍患者等を収容し緩和ケアを専門的に行う病棟とする。

第3 運営施設の指定等

- 1 東京都知事（以下「知事」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院の中で、次に掲げる要件を全て満たしたものを、東京都指定緩和ケア病棟運営施設（以下「運営施設」という。）として指定する。
 - (1) 緩和ケア病棟を新たに設置しようとする病院又は既に緩和ケア病棟を設置している病院であること。
 - (2) 開設者が第4に掲げる責務を果たすことを承諾すること。
 - (3) 開設者が別記第1号様式による申請書を知事に提出すること。
- 2 知事は、前項における開設者からの申請に基づき運営施設を指定したときは、東京都指定緩和ケア病棟運営施設指定通知書（別記第2号様式）により当該運営施設の開設者に対し、その旨通知する。
- 3 知事は、1により指定した病院のうち、緩和ケア病棟を設置しなかった病院又は指定後緩和ケア病棟を廃止した病院については、その指定を取り消すものとする。

第4 運営施設の開設者の責務

運営施設の開設者は、次に掲げる責務を果たすものとする。ただし、緩和ケア病棟を新たに設置しようとする病院については、設置後に責務を果たすものとする。

1 悪性腫瘍患者等の収容

運営施設の開設者は、緩和ケア病棟において悪性腫瘍の患者等を収容し、患者及びその家族に対する緩和ケアの提供を行うこと。

2 人材の育成

運営施設の開設者は、連携する保険医療機関の医師・看護師等に対して研修を実施するとともに、東京都内の医療従事者等の知識、技術の向上のため、東京都が実施する教育研修活動に協力すること。

3 医療機能の連携

運営施設の開設者は、緩和ケア病棟に入院する患者が在宅での療養を望む場合は、可能な限りこれに応じられるよう努めるとともに、在宅で緩和ケアを受ける悪性腫瘍の患者等が緊急時に入院できるよう、地域の在宅医療を担う保険医療機関等と連携を行うこと。

第5 運営状況報告

知事は、緩和ケア病棟の運営状況について必要と認めるときは、運営施設の開設者に対し報告を求めることができる。

第6 施設整備に係る補助

知事は、運営施設の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、都及び職域病院等利用者が特定される病院の開設者を除く。）が整備する緩和ケア病棟に係る施設及び設備整備費に対し、東京都緩和ケア病棟施設設備整備費補助金交付要綱（平成5年8月18日付5衛医対第478号）に基づき補助を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成7年11月10日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月21日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年7月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。ただし、「保健医療局」とあるのは令和5年7月1日から適用する。